



一般廃棄物（生活排水）処理基本計画  
【改訂版】

令和3年12月

鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町  
鳥取県東部広域行政管理組合

## ～ 目 次 ～

第1章 計画の枠組み .....	1
1. 計画策定の目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 目標年次.....	3
第2章 生活排水処理の現状と課題 .....	4
1. 生活排水処理の現状.....	4
2. 生活排水処理施設の整備概況.....	10
3. し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費.....	15
4. 生活排水処理の課題.....	16
第3章 計画の基本方針 .....	19
1. 生活排水処理に係る理念.....	19
2. 生活排水処理の基本方針.....	19
第4章 具体的施策の展開 .....	20
1. 施策体系.....	20
2. 住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の推進.....	21
3. 生活排水処理の促進.....	24
4. 生活排水処理施設の適正な維持管理.....	30
第5章 生活排水処理基本計画 .....	31
1. 生活排水の処理主体.....	31
2. 生活排水の処理計画.....	32
3. し尿・汚泥の処理計画.....	33
4. その他生活排水の処理に関し必要な事項.....	37
参 考 資 料 .....	38
1. 位置・気象.....	39
2. 人口動態.....	42
3. 産業の動向.....	44
4. 市町の総合計画.....	58
5. 水環境、水質保全に関する状況.....	59
6. 生活排水処理施設 終末処理場ごとの概要（令和3年3月31日時点） .....	65
7. 行政区域内人口の推計.....	77
8. 生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥量の推計 .....	85
9. 集計表.....	100
10. 用語の解説.....	107

# 第1章 計画の枠組み

## 1. 計画策定の目的

### 1) 生活排水処理の体制

鳥取県東部圏域（以下「本圏域」といいます。）を構成する1市4町（鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町、以下、「構成市町」といいます。）における生活排水処理は、公共下水道事業の整備、小型浄化槽設置の促進、集落排水事業の整備等を実施することで、適正な処理を推進しています。



因幡浄苑の外観

また、構成市町から発生するし尿及び浄化槽汚泥（コミュニティ・プラント汚泥を含む。以下同じ。）、集落排水汚泥は、鳥取県東部広域行政管理組合（以下、「本組合」といいます。）が管理するし尿処理施設「因幡浄苑」で処理を行っています。

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥は、直接投入及び各地域に設置された中継所を経由して、し尿処理施設「因幡浄苑」へ投入しています。

### 2) これからの生活排水処理

主要河川である千代川をはじめとする本圏域内の水環境は、生活排水の適正処理を推進してきたことにより、良好に保たれています。これからは、人口減少等の社会情勢や生活排水処理の課題を踏まえて、より計画的に生活排水処理を推進することで、良好な水環境を維持していく必要があります。

そのため、構成市町では計画的な公共下水道等の整備と接続（水洗化）を促進する必要があります。

また、し尿処理施設「因幡浄苑」では、供用開始から21年（令和3年3月末時点）が経過し、老朽化が見られ、今後その進行が予測されます。さらに、水洗化率の向上に伴うし尿投入量の減少、及び家庭・事業所の浄化槽設置等による浄化槽汚泥、集落排水汚泥投入量の増加が見られることから、汚泥の性状変化に対応することも必要です。

### 3) 計画策定の目的

生活排水処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、本圏域の良好な水環境を維持するため、下水道や浄化槽などの現況や課題、将来計画に配慮した生活排水の処理と施策の方針を定めることを目的とします。

## 2. 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第 6 条第 1 項の規定により、自治体は、その域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」といいます。）を定めることとされています。

一般廃棄物処理計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されています。

本計画は、このうち生活排水処理基本計画に該当するものであり、「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年 10 月 8 日付け衛環第 200 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づいて、本圏域における生活排水処理の基本方針を策定します。

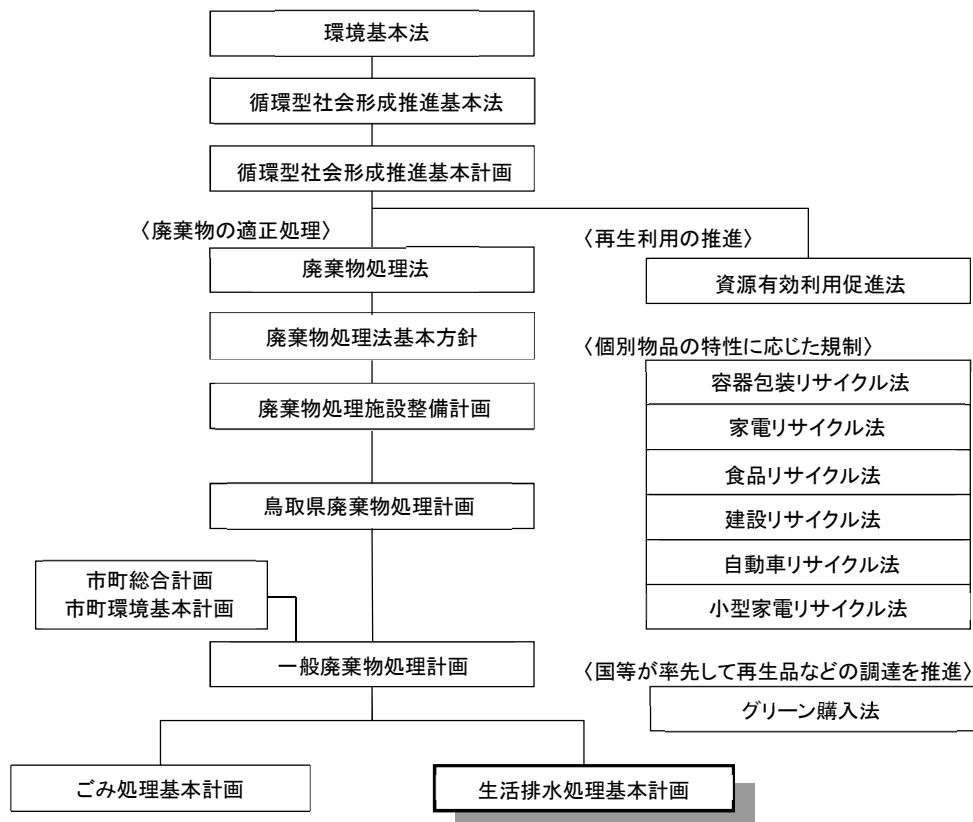


図 1 計画の位置付け

### 3. 目標年次

本圏域では、生活排水処理基本計画(以下、「当初計画」といいます。)を平成28年5月に策定し、平成28年度を初年度、令和12年度を目標年度としています。

本計画では、当初計画の策定から6ヶ年が経過するにあたり、計画の中間見直しを行いました。

本計画の目標年は、当初計画と同様に令和12年度とし、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行うものとします。

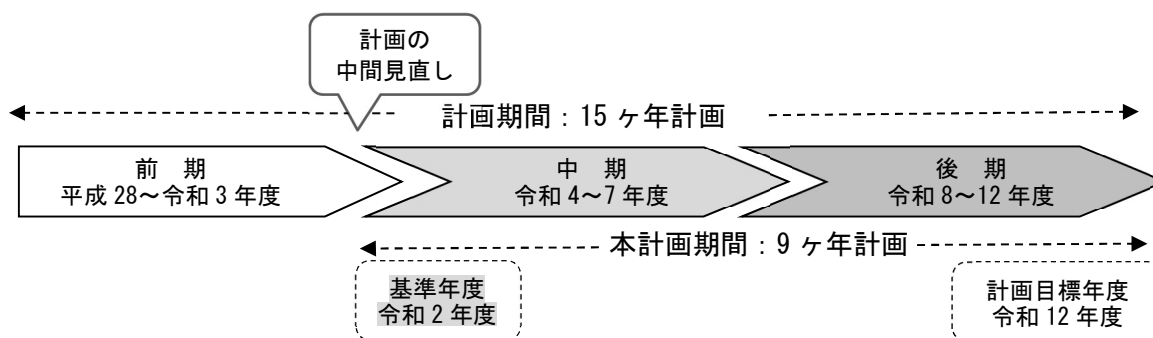


図2 計画期間

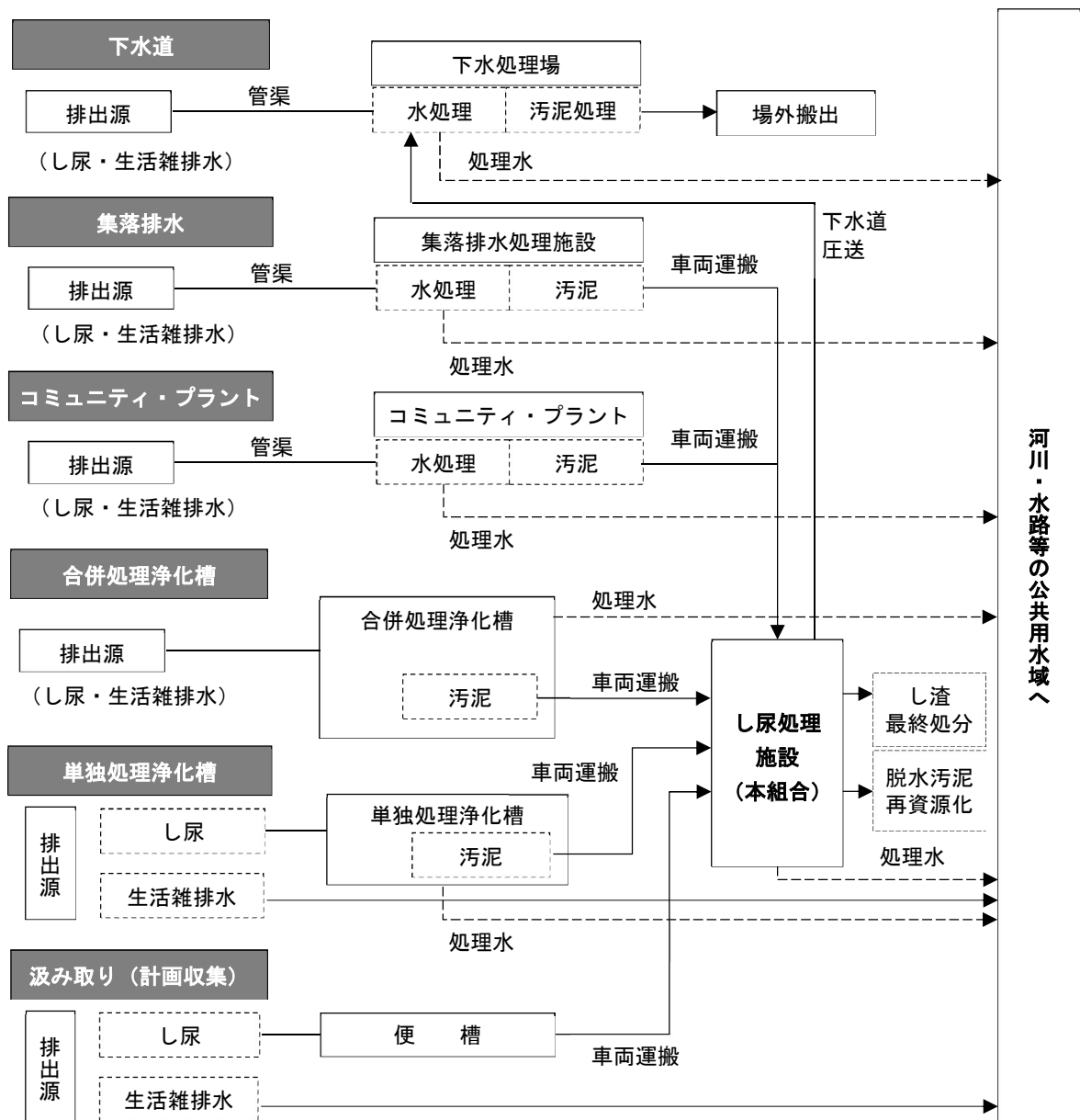
## 第2章 生活排水処理の現状と課題

### 1. 生活排水処理の現状

#### 1) 生活排水処理フロー

生活排水の処理は、公共下水道に接続している場合や浄化槽を設置している場合など、世帯によって処理の流れが異なります。

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽を設置している世帯では、生活雑排水が未処理のまま河川・水路等の公共用水域へ放流されています。



※汲み取り（計画収集）のし尿、及び単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥、コミュニティ・プラント汚泥は中継所を経由して、し尿処理施設に投入しています。なお、旧鳥取市地域・鳥取市国府町地域の汲み取り（計画収集）のし尿及び単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥は直接し尿処理施設に投入されています。

図 3 生活排水の処理の流れ

## 2) 生活排水処理形態別人口

### (1) 生活排水処理形態別人口の実績

本圏域の生活排水処理形態別人口は、表 1、図 4 のとおりであり、令和 2 年度の生活排水処理率は 94.1%となっています。なお、構成市町の生活排水処理人口は、表 2 のとおりです。

表 1 本圏域の生活排水処理形態別人口

項目	H28	H29	H30	R1	R2
	H29. 3. 31	H30. 3. 31	H31. 3. 31	R2. 3. 31	R3. 3. 31
生活排水処理人口	213, 585 人	212, 225 人	210, 038 人	210, 181 人	209, 550 人
公共下水道	144, 049 人	144, 017 人	144, 329 人	144, 605 人	145, 289 人
特環下水道	19, 166 人	18, 862 人	18, 576 人	18, 981 人	18, 773 人
農業集落排水施設	41, 731 人	41, 391 人	40, 198 人	39, 641 人	38, 781 人
漁業集落排水施設	795 人	779 人	753 人	751 人	732 人
林業集落排水施設	74 人	74 人	70 人	70 人	65 人
コミュニティ・プラント	414 人	413 人	413 人	409 人	409 人
合併処理浄化槽	7, 356 人	6, 689 人	5, 699 人	5, 724 人	5, 501 人
生活排水未処理人口	16, 750 人	16, 011 人	16, 110 人	14, 170 人	13, 145 人
単独処理浄化槽	5, 172 人	4, 967 人	5, 038 人	4, 493 人	4, 223 人
計画収集	10, 884 人	10, 378 人	10, 380 人	9, 082 人	8, 374 人
自家処理	694 人	666 人	692 人	595 人	548 人
合計（行政区域内人口）	230, 335 人	228, 236 人	226, 148 人	224, 351 人	222, 695 人
生活排水処理率	92. 7%	93. 0%	92. 9%	93. 7%	94. 1%

※行政区域内人口は、住民基本台帳（3月31日付け、外国人登録人口含む）とした。

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区域内人口

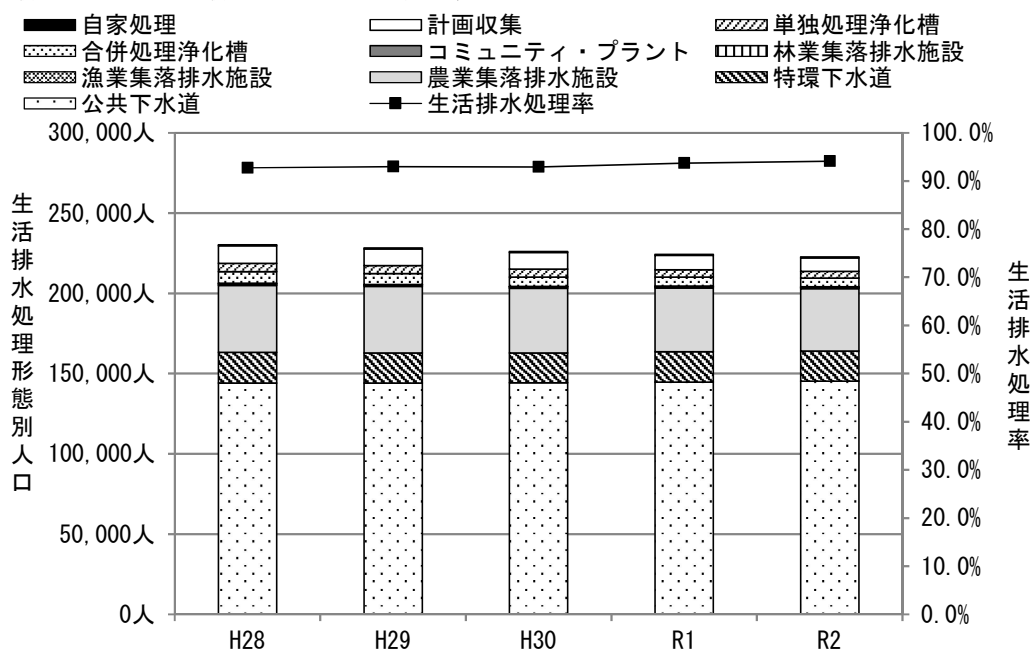


図 4 本圏域の生活排水処理形態別人口

表 2 構成市町の生活排水処理形態別人口（令和 2 年度）

項目	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
生活排水処理人口	175,696 人	10,309 人	5,314 人	2,747 人	15,484 人
公共下水道	131,996 人	7,996 人	—	—	5,297 人
特環下水道	12,667 人	—	2,549 人	2,282 人	1,275 人
農業集落排水施設	26,857 人	304 人	2,374 人	441 人	8,805 人
漁業集落排水施設	210 人	522 人	—	—	—
林業集落排水施設	65 人	—	—	—	—
コミュニティ・プラント	409 人	—	—	—	—
合併処理浄化槽	3,492 人	1,487 人	391 人	24 人	107 人
生活排水未処理人口	9,461 人	910 人	1,348 人	273 人	1,153 人
単独処理浄化槽	2,824 人	483 人	584 人	104 人	228 人
計画収集	6,089 人	427 人	764 人	169 人	925 人
自家処理	548 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計（行政区区域内人口）	185,157 人	11,219 人	6,662 人	3,020 人	16,637 人
生活排水処理率	94.9%	91.9%	79.8%	90.9%	93.1%

※行政区区域内人口は、住民基本台帳（3月31日付、外国人登録人口含む）とした。

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区区域内人口

※詳細は参考資料 9. 集計表(p100～106)を参照。

## （2）生活排水処理率の比較

本圏域の生活排水処理率を鳥取県平均及び全国平均と比較すると、鳥取県平均を上回りますが、全国平均をやや下回っています。

表 3 生活排水処理率の比較（令和元年度）

項目	本圏域	鳥取県	全国
行政区区域内人口	224,351 人	561,451 人	127,156 千人
生活排水処理人口	210,181 人	524,992 人	121,340 千人
公共下水道	144,605 人	377,372 人	96,778 千人
特定環境保全公共下水道	18,981 人		
コミュニティ・プラント	409 人	409 人	306 千人
農業集落排水施設	39,641 人	147,211 人	24,256 千人
漁業集落排水施設	751 人		
林業集落排水施設	70 人		
合併処理浄化槽	5,724 人		
生活排水処理率	93.7%	93.5%	95.4%

※鳥取県、全国の出典：環境省資料「一般廃棄物処理実態調査(令和元年度)」

（生活排水処理人口は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある）

※鳥取県、全国の行政区区域内人口は、住民基本台帳（10月1日付け、外国人登録人口含む）

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区区域内人口



### 3) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量

#### (1) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量の実績

本圏域のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量は、表 4、図 5 のとおりであり、全体的に減少傾向にあります。構成市町のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量は、表 5 のとおりです。

表 4 本圏域のし尿及び浄化槽汚泥量

項目	H28	H29	H30	R1	R2
汲み取りし尿	8,528 k1	9,173 k1	5,204 k1	4,709 k1	4,366 k1
単独処理浄化槽汚泥	3,909 k1	4,007 k1	4,496 k1	3,826 k1	3,776 k1
合併処理浄化槽汚泥	9,853 k1	9,641 k1	9,274 k1	8,757 k1	8,951 k1
コミュニティ・プラント汚泥	126 k1	126 k1	126 k1	119 k1	126 k1
農業集落排水汚泥	23,089 k1	22,971 k1	22,593 k1	22,321 k1	22,212 k1
漁業集落排水汚泥	414 k1	441 k1	450 k1	432 k1	441 k1
林業集落排水汚泥	18 k1	18 k1	18 k1	18 k1	18 k1
合計	45,937 k1	46,377 k1	42,161 k1	40,182 k1	39,890 k1

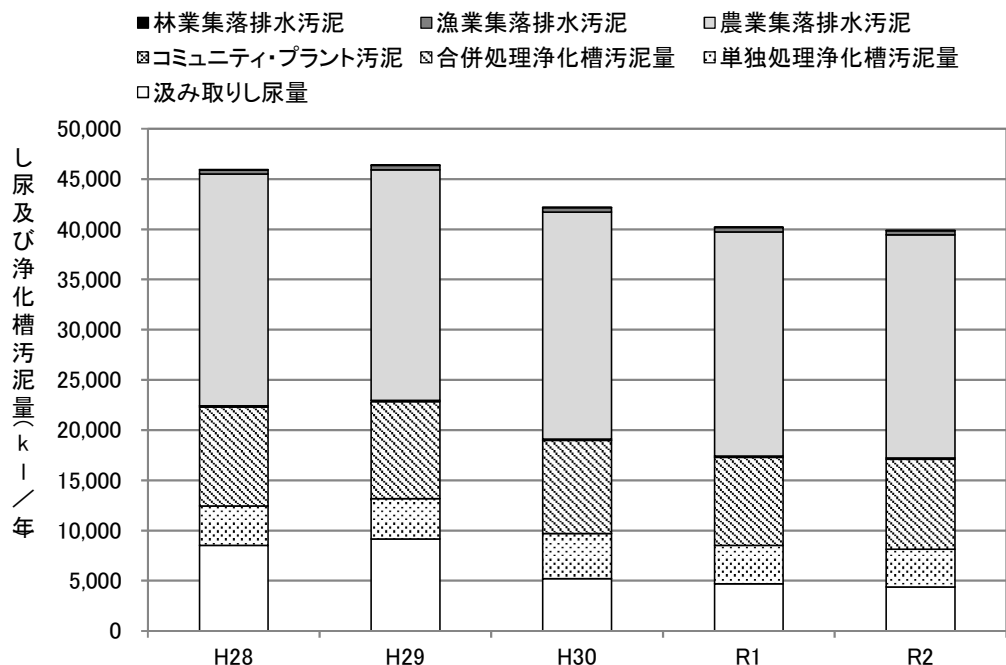


図 5 本圏域のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量

表 5 構成市町のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量（令和 2 年度）

項 目	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
汲み取りし尿	2,855 k1	336 k1	640 k1	135 k1	400 k1
単独処理浄化槽汚泥	2,309 k1	504 k1	481 k1	74 k1	408 k1
合併処理浄化槽汚泥	6,717 k1	1,409 k1	338 k1	38 k1	449 k1
コミュニティ・プラント汚泥	126 k1	—	—	—	—
農業集落排水汚泥	16,351 k1	153 k1	1,078 k1	135 k1	4,495 k1
漁業集落排水汚泥	72 k1	369 k1	—	—	—
林業集落排水汚泥	18 k1	—	—	—	—
合 計	28,448 k1	2,771 k1	2,537 k1	382 k1	5,752 k1

※詳細は参考資料 9. 集計表 (p100~106) を参照。

## (2) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の運搬

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の運搬は、本圏域内 7 ヶ所に設置されている中継所を利用して、運搬効率を高めています。

し尿及び浄化槽汚泥は、収集運搬許可業者による直接投入、及び委託業者が中継所を経由し、し尿処理施設に投入しています。

集落排水汚泥は、収集運搬許可業者及び委託業者が各集落排水施設から中継所まで収集運搬し、中継所からし尿処理施設への運搬は、鳥取市及び本組合の委託業者が行っています。

表 6 構成市町の収集車及び許可業者数

市 町	収集車（バキューム車）		収集運搬許可業者数
	台数	運搬量	
鳥取市	27 台	85 k1	4 社
岩美町	4 台	9 k1	2 社
智頭町	6 台	20 k1	1 社
若桜町	3 台	14 k1	1 社
八頭町	6 台	20 k1	1 社

※出典：令和元年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

表 7 中継所の概要

中継所	中継所に搬入する市町	槽容量	中継所から 因幡浄苑までの距離
福部中継所	鳥取市（福部町）	60 k1	7.0 km
気高中継所	鳥取市（青谷町、鹿野町、気高町）	125 k1	14.5 km
用瀬中継所	鳥取市（用瀬町、佐治町）	100 k1	27.0 km
河原中継所	鳥取市（河原町）	36 k1	17.0 km
岩美中継所	岩美町	130 k1	15.0 km
智頭中継所	智頭町	50 k1	35.0 km
郡家中継所	若桜町、八頭町	78 k1	18.0 km

## 2. 生活排水処理施設の整備概況

### 1) 本圏域内の生活排水処理施設

生活排水処理施設は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、コミュニティ・プラント、住民・事業者が設置・管理する合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽があります。また、汲み取りし尿と浄化槽汚泥（集落排水汚泥含む）を処理する本組合が管理するし尿処理施設があります。

### 2) 公共下水道

本圏域内の公共下水道は、鳥取市に3ヶ所、岩美町に2ヶ所、八頭町に1ヶ所整備されています。公共下水道の整備率は、鳥取市は約87%、岩美町は約99%であり、八頭町では、既に整備が完了しています。

表 8 公共下水道整備状況

項目	鳥取市	岩美町	八頭町
供用開始年月日	S43. 11. 19	H7. 4. 1	H7. 4. 1
全体計画人口	139,840 人	8,480 人	5,180 人
計画区域内現況人口	141,234 人	8,761 人	5,650 人
全体計画面積	3,567 ha	334 ha	193 ha
処理区域面積	3,092 ha	331 ha	193 ha
整備率	86.7 %	99.1 %	100.0 %
終末処理場ヶ所数	3ヶ所	2ヶ所	1ヶ所

※現況は、令和3年3月31日時点

※整備率＝処理区域面積÷全体計画面積

※鳥取市：公共下水道に接続している漁業集落排水施設を含む

### 3) 特定環境保全公共下水道

本圏域内の特定環境保全公共下水道は、鳥取市に6ヶ所、智頭町に1ヶ所、若桜町に2ヶ所、八頭町に1ヶ所整備されています。特定環境保全公共下水道の整備率は、鳥取市は約93%であり、若桜町・智頭町・八頭町では、既に整備が完了しています。

表 9 特定環境保全公共下水道整備状況

項目	鳥取市	智頭町	若桜町	八頭町
供用開始年月日	H8. 4. 1	H12. 4. 1	H10. 4. 1	H10. 4. 1
全体計画人口	14,440 人	4,060 人	3,970 人	1,090 人
計画区域内現況人口	13,348 人	3,184 人	2,457 人	1,402 人
全体計画面積	552 ha	124 ha	126 ha	55 ha
処理区域面積	517 ha	124 ha	126 ha	55 ha
整備率	93.7 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
終末処理場ヶ所数	6ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	1ヶ所

※現況は、令和3年3月31日時点

※整備率＝処理区域面積÷全体計画面積

※鳥取市：特定環境保全公共下水道に接続している漁業集落排水施設を含む

#### 4) 農業集落排水施設

本圏域内の農業集落排水施設は、鳥取市に57ヶ所、岩美町に1ヶ所、智頭町に5ヶ所、若桜町に2ヶ所、八頭町に13ヶ所整備されています。農業集落排水施設の整備率は、鳥取市はほぼ100%であり、岩美町・智頭町・若桜町・八頭町では、既に整備が完了しています。

表 10 農業集落排水施設整備状況

項目	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
供用開始年月日	S61. 11. 1	H14. 1. 15	H9. 4. 21	H11. 4. 1	H5. 4. 1
計画人口	51,800 人	570 人	5,350 人	1,200 人	14,880 人
計画区域内現況人口	28,108 人	314 人	2,987 人	472 人	9,585 人
計画面積	4,203 ha	25 ha	530 ha	84 ha	1,244 ha
処理区域面積	4,180 ha	25 ha	530 ha	84 ha	1,244 ha
整備率	99.5 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
終末処理場ヶ所数	57 ヶ所	1 ヶ所	5 ヶ所	2 ヶ所	13 ヶ所

※現況は、令和3年3月31日時点

※整備率=処理区域面積÷計画面積

※終末処理場の詳細は参考資料 6. 生活排水処理場ごとの概要 3) 農業集落排水処理施設 (p68～75) を参照。

#### 5) 漁業集落排水施設

本圏域内の漁業集落排水施設は、鳥取市に1ヶ所、岩美町に1ヶ所整備されています。鳥取市・岩美町ともに既に整備は完了しています。

表 11 漁業集落排水施設整備状況

項目	鳥取市	岩美町
供用開始年月日	H6. 5. 1	H12. 4. 1
計画人口	420 人	960 人
計画区域内現況人口	210 人	544 人
計画面積	17.0 ha	35 ha
処理区域面積	17.0 ha	35 ha
整備率	100.0 %	100.0 %
終末処理場ヶ所数	1 ヶ所	1 ヶ所

※現況は、令和3年3月31日時点

※整備率=処理区域面積÷計画面積

※鳥取市：他事業に接続している施設を除く

## 6) 林業集落排水施設

本圏域内の林業集落排水施設は、鳥取市に1ヶ所整備されており、既に整備は完了しています。

表 12 林業集落排水施設整備状況

項目	鳥取市
供用開始年月日	H10.7.1
計画人口	150 人
計画区域内現況人口	65 人
計画面積	14 ha
処理区域面積	14 ha
整備率	100.0 %
終末処理場ヶ所数	1ヶ所

※現況は、令和3年3月31日時点

※整備率＝処理区域面積÷全体計画面積

※終末処理場の詳細は参考資料 6. 生活排水処理施設 終末処理場ごとの概要 5) 林業集落排水処理施設 (p76) を参照。

## 7) コミュニティ・プラント

本圏域内のコミュニティ・プラントは、鳥取市に1ヶ所整備されています。

表 13 コミュニティ・プラントの概要

項目	概要
施設名称	鳥取市青谷町栄町コミュニティ・プラント
所在地	鳥取市青谷町栄町 387-5
供用開始	平成7年
計画最大汚水量	264 m <sup>3</sup> /日
処理方式	接触ばっ気

## 8) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、住民・事業者、行政（鳥取市）により個別に設置されています。

構成市町における浄化槽の整備実績は、表 14 のとおりであり、令和 2 年度末において、本圏域で 1,962 基(処理人口 5,501 人)整備しています。

また、各市町では、浄化槽の設置者に対して、浄化槽設置整備事業による補助金を交付しています。

表 14 構成市町における浄化槽の整備実績

市 町	事業名	令和 2 年度	
		設置基数	処理人口
鳥取市	個人設置型浄化槽	447 基	1,099 人
	浄化槽設置整備事業	742 基	2,294 人
	浄化槽市町村整備推進事業	37 基	99 人
岩美町	個人設置型浄化槽	-	-
	浄化槽設置整備事業	560 基	1,487 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
智頭町	個人設置型浄化槽	4 基	18 人
	浄化槽設置整備事業	95 基	373 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
若桜町	個人設置型浄化槽	1 基	1 人
	浄化槽設置整備事業	13 基	23 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
八頭町	個人設置型浄化槽	1 基	2 人
	浄化槽設置整備事業	62 基	105 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
合計	個人設置型浄化槽	453 基	1,120 人
	浄化槽設置整備事業	1,472 基	4,282 人
	浄化槽市町村整備推進事業	37 基	99 人

※個人設置型浄化槽：各市町の住民が、個別に設置した(補助金の交付がない)浄化槽

※出典：市町資料

## 9) し尿処理施設

し尿処理施設は、し尿汲み取り便槽を設置している世帯からの汲み取りし尿と、単独または合併処理浄化槽を設置している世帯からの浄化槽汚泥、及び農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、コミュニティ・プラントで発生した汚泥を処理しています。

なお、収集運搬については、本圏域内7ヶ所に設置されている中継所を利用して、収集効率を高めています。

表 15 し尿処理施設の概要

項目	概要
施設名称	因幡浄苑
所在地	鳥取県鳥取市秋里 1037 番地 1
供用開始	平成 12 年 4 月
処理能力	し尿、浄化槽汚泥 : 150 kℓ/日 (うち 50 kℓ/日 は下水道圧送) 集落排水汚泥 : 50 kℓ/日 計 : 200 kℓ/日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理 + 高度処理 (凝集膜分離 + 活性炭吸着)
汚泥処理	余剰汚泥、凝集汚泥、集排汚泥→貯留→脱水 脱水汚泥→再資源化 脱水し渣→場外処理

※現在は処理量が減少しているため、下水道圧送を行っていない。



### 3. し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費

本圏域では、し尿等の処理をし尿処理施設で行い、し尿処理施設から発生する脱水汚泥の再資源化は民間業者へ委託しています。

本圏域のし尿及び浄化槽汚泥（集落排水汚泥を含む）の処理に係る経費は、表 16 のとおりであり、過去 5 年間の推移をみると、し尿等の処理費及び脱水汚泥の再資源化に係る経費は、概ね一定で推移しています。

また、施設の補修費について、し尿等の適正処理を今後も継続するため、令和元年及び令和 2 年度に、老朽化した設備の補修工事を実施しました。

表 16 し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費

項目	H28	H29	H30	R1	R2
し尿等の処理費	254,754 千円	255,046 千円	232,942 千円	241,691 千円	243,612 千円
脱水汚泥の再資源化費	32,857 千円	30,693 千円	27,304 千円	26,458 千円	28,759 千円
し尿処理施設の補修費	-	-	-	80,300 千円	82,744 千円
合計	287,611 千円	285,739 千円	260,246 千円	348,449 千円	355,115 千円

※出典：本組合決算額

※し尿等の処理費は、し尿処理施設における処理費

※脱水汚泥の再資源化費は、民間業者への処理委託費

※し尿処理施設の補修費は、し尿処理施設における主要設備の補修費

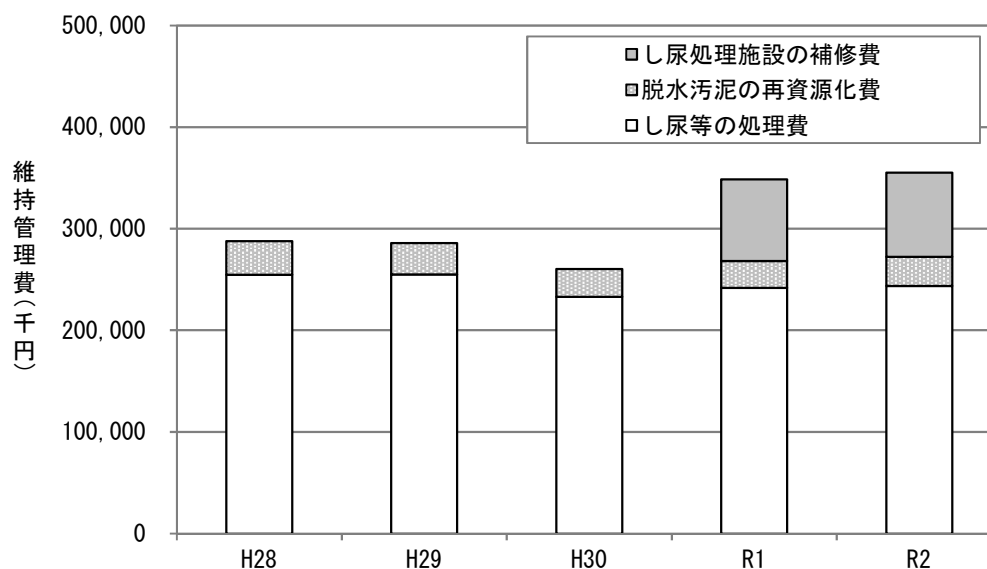


図 6 し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費

## 4. 生活排水処理の課題

本圏域の生活排水処理における課題としては、現状を踏まえると、生活排水未処理世帯の解消に向けた対応、し尿処理施設の老朽化、浄化槽の点検・清掃・法定検査の未実施、生活排水処理の適正化等の課題があります。

### 1) 生活排水未処理世帯の解消に向けた対応

本圏域の前計画(平成28年5月策定)では、生活排水処理率の目標を計画目標年の令和12年度末において96.2%、中間目標年の令和2年度末において94.0%と設定しました。

本圏域の令和2年度末の生活排水処理率は94.1%であり、中間目標年における計画目標を達成しています。

残りの約6%の人口については、生活雑排水を未処理で公共用水域に排水しているため、今後も引き続き、**公共下水道等が整備されている区域については**、それらの切り替えを進める必要があります。

また、**公共下水道等が整備されていない区域については**、今後も引き続き、合併処理浄化槽の設置あるいは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促す必要があります。

### 2) し尿処理施設の老朽化

本組合のし尿処理施設は、これまで適正に維持管理を行ってきましたが、竣工から21年(令和3年3月末時点)が経過しており、老朽化が見られることから、設備状況を踏まえた補修を行う必要があります。令和元年度から令和2年度にかけて主要設備である凝集膜装置(3台)の修繕等を行うなど老朽化対策を実施しています。

今後は、適正な維持管理を継続するとともに、適切な時期に今後のし尿処理方針を検討する必要があります。

また、本圏域では、今後も引き続き、合併処理浄化槽の整備による汲み取りし尿量の減少、及び浄化槽汚泥量の増加が進むものと考えられます。これにより、浄化槽汚泥の割合が高くなることで、汚泥に含まれる油分や処理性状等の変動が生じることが想定されます。よって、適正な点検・補修の実施や高効率な設備の採用等により、処理機能の確保に努める必要があります。

### 3) 浄化槽の点検、清掃、法定検査の未実施

浄化槽の点検・清掃・法定検査は、それぞれ定期的を実施することが浄化槽法により義務付けられています。

本圏域における浄化槽法第11条による検査受検率は、令和元年度末で58.5%であり、鳥取県平均\*53.9%、全国平均\*43.8%を上回っています。また、平成27年度に比べ1.2%増加しています。

表 17 本圏域の浄化槽法第11条検査の受検率

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
本圏域	%	54.8	55.6	57.3	57.6	58.6	57.1	58.5
鳥取県	%	50.4	52.1	57.3	57.6	58.6	52.8	53.9
全国平均	%	36.3	37.9	39.4	40.3	41.8	43.1	43.8

※鳥取県及び環境省資料「令和元年度末における浄化槽の設置状況等について」

なお、依然として41.5%の世帯では検査を実施できていないことから、今後も引き続き、検査受検率のさらなる向上を図るため、浄化槽の点検・清掃・法定検査についての啓発が必要です。

#### 4) 生活排水処理の適正化

---

適切な生活排水処理に向けて組織市町では、広報誌、チラシ、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ等で啓発を行っています。

また、加えて下水道事業では特定施設以外の施設で下水の基準を超える排水となる恐れがある場合は除害施設の設置を指導するなどの対策を行っています。

生活排水の状況は、生活排水の排出源である各家庭や事業所等の排水の仕方により影響されます。例えば、使用済み天ぷら油が直接排水口に流される等、適切に排水されない場合は、生活排水処理施設の運転管理への負担が増加します。したがって、今後も引き続き、各家庭や事業所等における適切な生活排水対策についての啓発が必要です。

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 生活排水処理に係る理念

本計画は、生活排水を適正に処理するため、中・長期的、かつ総合的な視点から生活排水処理の基本方針を定めます。計画策定にあたっては、上位計画となる構成市町の総合計画などの方針に沿ったものとします。

また、生活排水処理は生活様式や事業活動と密接な関係があるため、住民や事業者へ生活排水の適正処理について理解と協力を求め、地域一体となって水環境の保全に取り組むものとします。

以上のようなことを踏まえ、生活排水処理に係る基本理念を次のように定めます。

**基本理念：生活排水を適正に処理し、きれいな海・川・池を次世代につなぐ。**

### 2. 生活排水処理の基本方針

本計画の基本方針は、生活排水処理に係る基本理念を実現するため、次のとおりとします。

#### 方針1：住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の推進

住民・事業者は、生活排水による環境への影響を理解し、水環境保全への配慮を心がける等、生活排水の適正処理に協力します。行政は、生活排水に関する情報を提供し、指導を行っていきます。

#### 方針2：生活排水処理の促進

生活排水処理を進めるため、下水道等が整備されている区域内の未接続世帯に対しては、下水道処理施設への接続を促進し、下水道等が整備されていない区域では、合併処理浄化槽の整備を推進します。また、浄化槽を設置している住民、事業者に対しては、浄化槽法に基づいた保守点検・清掃・法定検査を実施するよう、啓発していきます。

#### 方針3：生活排水処理施設の適正な維持管理

し尿や浄化槽汚泥、集落排水汚泥は、これまでと同様に適正処理が行えるよう、し尿処理施設等の維持管理、老朽化対策、及び長寿命化対策を実施していきます。

## 第4章 具体的施策の展開

### 1. 施策体系

本計画では、基本方針に基づいた施策を設定し、「基本理念：生活排水を適正に処理し、きれいな海・川・池を次世代につなぐ。」の実現を目指します。基本方針ごとに整理した施策体系を以下に示します。

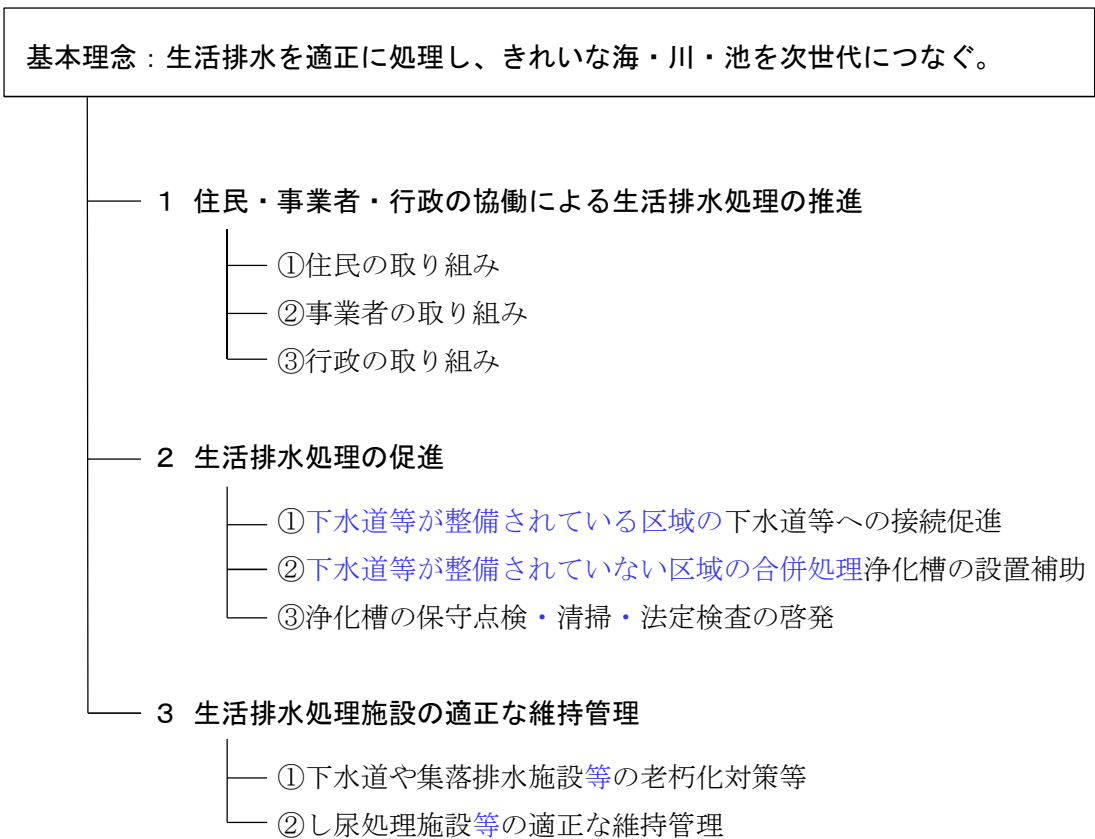


図 7 本計画の施策体系

## 2. 住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の推進

生活排水の排出源である住民・事業者は水環境の保全に配慮した生活スタイルや汚濁負荷の削減に向けた取り組みを推進し、行政は住民・事業者の取り組みを支援することで、住民・事業者・行政の協働による適正な生活排水処理を推進します。住民・事業者・行政それぞれの取り組み内容を以下に示します。

### 1) 住民の取り組み

---

家庭での生活排水対策や水質保全美化活動を行い、下水道等への接続や浄化槽の設置等に協力します。

#### (1) 家庭生活排水における水質保全対策

- ①川や海にごみを捨てない、汚さないようにする
- ②洗剤の過剰使用をやめるようにする
- ③廃食油を流しに捨てないようにする
- ④台所では水切り袋を使うようにする
- ⑤石鹼などはできるだけ環境にやさしいものを選んで、適量使うようにする

#### (2) 排水処理対応

- ①下水道等が整備されている区域では、接続に協力する
- ②下水道等が整備されていない区域では、[合併処理浄化槽](#)の設置に協力する

#### (3) 水質保全美化活動

- ①道路側溝などの清掃活動を行い、河川や海への濁水流入の防止に協力する
- ②河川やその周辺での清掃活動に協力する

### 2) 事業者の取り組み

---

事業所での生活排水対策や水質保全美化活動を行います。

#### (1) 事業所の生活排水における水質保全対策

- ①排水処理を徹底し、汚濁物質の削減
- ②廃油は資源化するなど適正な処理

#### (2) 水質保全美化活動

- ①河川やその周辺での清掃活動

### 3) 行政の取り組み

---

住民・事業者の取り組みを支援するため、生活排水対策の啓発等を行います。

#### (1) 生活排水対策の推進

- ①下水道等が整備されている区域の未接続世帯に対する無利子融資や助成制度を活用した下水道接続の促進
- ②広報誌やパンフレット等による正しい下水道等の利用啓発
- ③法定検査等の個別通知、下水道等が整備されていない区域の合併処理浄化槽設置への助成及び普及啓発
- ④生活排水の汚濁を減らす取り組み定着への啓発

#### (2) 事業所の生活排水対策の推進

- ①事業所の生活排水の適正処理を事業者に指導
- ②一般事業所への油水分離槽等の設置依頼

#### (3) 水質の監視・調査

- ①構成市町で定期的を実施している水質調査の継続実施と、結果の公表
- ②特定除害施設に該当する事業所の排水水質の測定を行い、適正に処理し排水するよう監視・指導

#### (4) 水質保全活動の支援

- ①家庭排水の水質浄化を推進する活動の支援
- ②処理水の放流先河川を美化清掃する地元自治会等の取組への協力等、住民による水質保全美化活動の支援



参考：家庭での取り組み事例

### 台所ではこんなこと



食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲み物は飲みきれ的分だけ注ぐ。



水きり袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。



食器を洗う前に、油污れなどはふき取ります。



残った油は継ぎ足して使ったり、炒めものに使うなど、できるだけ捨てない努力を。やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。



米のとぎ汁は植木の水やりに。養分を含んでいるので、よい肥料になります。



食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使います。

### お風呂ではこんなこと



髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。



シャンプー・リンスは適量を守りましょう。



お風呂の残り湯は洗濯に。温水なので汚れ落ちがよくなります（衛生上、すすぎは水道水で）。

### 洗濯ではこんなこと



洗剤は計量スプーンでしっかり計って。多く入れても汚れ落ちがよくなるわけはありません。



くす取りネットを取り付けて、細かいごみをキャッチ。

### トイレではこんなこと



トイレは使用後にちよこちよこっと掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくてすみます。

※出典：生活排水読本（環境省）

-23-

### 3. 生活排水処理の促進

生活排水処理の促進について下水道等が整備されている区域では、接続を促進することで効率的な生活排水処理を推進します。下水道等が整備されていない区域では合併処理浄化槽の整備を推進します。

#### 1) 下水道への接続促進

公共下水道、特定環境保全公共下水道については、構成市町の下水道全体計画等に基づく整備と併せ、接続を推進します。

なお、鳥取市・若桜町・八頭町では、下水道等への接続を推進するため、水洗便所等の改造に対して、融資の斡旋を実施しています。また、岩美町においては、下水道等への接続に対して「岩美町住宅新築・リフォーム資金助成事業」による補助を実施しています。

表 18 公共下水道事業の概要

項目	鳥取市		
	秋里処理区	千代水処理区	河原処理区
事業年度	～R6	～R6	～R4
全体計画面積	2,112.2 ha	1,341.1 ha	163.4 ha
全体計画人口	98,050 人	40,430 人	2,900 人

項目	岩美町		八頭町
	浦富処理区	大谷処理区	郡家処理区
事業年度	～R8	～R8	～R6
全体計画面積	210.7 ha	122.8 ha	193.0 ha
全体計画人口	5,380 人	3,100 人	5,650 人

表 19 特定環境保全公共下水道事業の概要

項目	鳥取市				
	吉岡処理区	用瀬処理区	浜村処理区	鹿野処理区	今市処理区
事業年度	～R6	～R9	～R5	～R5	～R5
全体計画面積	58.1 ha	54.0 ha	186.0 ha	49.0 ha	71.0 ha
全体計画人口	1,460 人	2,550 人	5,100 人	1,200 人	1,100 人

項目	鳥取市	智頭町	若桜町		八頭町
	青谷処理区	智頭処理区	若桜処理区	つく米処理区	丹比中央処理区
事業年度	～R5	～H26	～H23	～H23	～H17
全体計画面積	106.0 ha	124.0 ha	108.0 ha	18.0 ha	55.0 ha
全体計画人口	2,500 人	3,184 人*	2,372 人*	85 人*	1,402 人*

※既に整備が完了している区域は、令和2年度末の計画区域内人口を記入

表 20 鳥取市の水洗便所資金の融資斡旋制度（下水道）

項 目	内 容
融資の対象範囲 (主な対象工事)	汲み取り便所を水洗便所に改造し、又は浄化槽を撤去して公共下水道又は集落排水施設に接続しようとする方
融資斡旋額	10万円以上80万円以内（1万円単位） なお、便槽（し尿浄化槽を含みます。「便器」ではありません。）2個以上の場合は1個につき30万円を加算。ただし、融資対象は3個まで。
返済期間	60月以内
利率	無利子
返済方法	元金均等払いによる月賦償還
融資取扱金融機関	鳥取銀行、山陰合同銀行、 鳥取いなば農業協同組合、鳥取信用金庫
融資斡旋の申込者の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定、継続した収入がある方</li> <li>・市税、負担金等の滞納が無い方</li> <li>・生計を別にし、一定の収入がある連帯保証人（1人）を有する方</li> <li>・供用開始の日から3年以内に改造工事を行う方 (なお、3年を超えている場合でも、相当の理由があれば可となる場合があります。)</li> </ul>

表 21 若桜町の水洗便所等改造資金融資斡旋及び利子補給用綱（下水道）

項 目	内 容
融資の対象範囲 (主な対象工事)	供用開始区域内における水洗便所の普及を図り、環境衛生の向上に資するため、水洗便所に改造する資金又は生活雑排水施設等の改造に要する費用
融資の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始区域に所在し、専ら住居のように供する家屋の所有者又は当該所有者の同意を得て当該家屋を使用する方</li> <li>・一定の収入を有する方で、改造資金の償還金の支払能力があり、かつ、確実な連帯保証人を有する方</li> <li>・町税、使用料、負担金、償還金等に滞納が無い方 (ただし、滞納があることについて相当の理由があると町長が認めた場合は、この限りでない。)</li> </ul>
融資額	改造工事1件につき10万円から100万円までの範囲内として1万円単位
利率	町と指定金融機関が協議して各年度ごとに決める
償還期間	融資を受けた日の属する月の翌月から元利均等支払いの方法による月賦償還とし、60か月以内とする
融資機関	指定金融機関

表 22 八頭町の水洗便所等改造資金融資斡旋及び利子補給用綱（下水道）

項目	内容
融資の対象範囲 (主な対象工事)	供用開始区域内における水洗化の普及を図り、かつ、環境衛生の向上に資するため、排水設備に係る費用
融資の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用開始区域に所在する専ら住居のように供する家屋の所有者又は当該所有者の同意を得て当該家屋を使用する方</li> <li>・ 一定の収入を有するもので、排水設備資金の償還金の支払能力があり、かつ、確実な連帯保証人を有する方</li> <li>・ 供用開始の告示の日から3年以内に排水設備工事を行う方</li> <li>・ 各条例による下水道事業受益者分担金及び町税等を滞納していない方</li> </ul>
融資額	排水設備工事1件につき10万円以上150万円以下の範囲内として1万円単位
利率	2%以内
償還期間	60月以内
融資機関	山陰合同銀行、鳥取信用金庫、鳥取いなば農業協同組合、鳥取銀行、中国労働金庫

表 23 岩美町の住宅新築・リフォーム資金助成

区分	通常世帯	子育て世帯 <sup>※1</sup>	若者世帯 <sup>※2</sup>	多世代同居世帯 <sup>※3</sup>
新築	20万円			50万円
リフォーム	対象工事費の10% (上限10万円)	対象工事費の15% (上限15万円)		

※1 子育て世帯 : 18歳以下の子どもを養育する世帯

※2 若者世帯 : いずれか40歳以下の夫婦のみの世帯

※3 多世代同居世帯 : 同一世帯内に子世帯とその親が住居する世帯  
又は、3世代以上の世帯員が住居する世帯

## 2) 合併処理浄化槽の設置補助

構成市町においては、下水道等が整備されている区域以外で合併処理浄化槽の設置を行う住民、事業者に対して補助金交付を継続して実施します。

構成市町の浄化槽設置補助金の額等は、下表のとおりです。

表 24 鳥取市の浄化槽設置補助金（1基あたり）

人槽区分	補助限度額	
	汲み取り及び単独処理 浄化槽からの転換	新築等
5人槽	558,000円	352,000円
6～7人槽	699,000円	441,000円
8人槽以上	938,000円	588,000円

※出典：鳥取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

表 25 岩美町の浄化槽設置補助金（1基あたり）

区域	人槽区分	基準設置費	設置者負担額
下水道事業等計画区域※ 以外の区域	5人槽	761,000円	193,200円
	6人槽	871,300円	234,700円
	7人槽	997,600円	270,500円
	8人槽	1,082,400円	311,200円
	10人槽	1,279,000円	348,600円
	11～50人槽	1,245,200円	368,300円
下水道事業等計画区域内 であっても、その整備が 計画実施の初年度から起 算して7年以上見込まれ ない区域	5人槽	761,000円	318,200円
	6人槽	871,300円	380,700円
	7人槽	997,600円	416,500円
	8人槽	1,082,400円	496,200円
	10人槽	1,279,000円	533,600円
	11～50人槽	1,245,200円	681,300円

※出典：岩美町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

※下水道事業等計画区域とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域及び農・漁業集落排水処理施設等の下水道等処理施設に係る処理区域

※補助金額は、合併処理浄化槽の設置工事の範囲内とし、基準設置費と設置工事費を比較し少ない方の額から設置者負担額を除いた額

表 26 智頭町の浄化槽設置補助金（1基あたり）

人槽区分	基準設置額
5人槽	882,000円
6～7人槽	1,104,000円
8～10人槽	1,495,000円
11～50人槽	1,495,000円

※出典：智頭町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

※補助金の交付額は、基準設置額と対象経費支出予定額を比較し、対象支出予定経費の方が少ない場合は、対象支出予定経費から基準設置額の5分の1を控除した額とし、基準設置額の方が少ない場合は、基準設置額の5分の4を乗じて得た額と対象経費支出予定額から基準設置額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を合算した額。

表 27 若桜町の浄化槽設置補助金（1基あたり）

人槽区分	基準設置費	設置者負担基準額
5人槽	882,000円	265,000円
6～7人槽	1,104,000円	332,000円
8人槽以上	1,495,000円	449,000円

※出典：若桜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

※補助額＝基準設置費－設置者負担基準額

表 28 八頭町の浄化槽設置補助金（1基あたり）

人槽区分	基準設置費		設置者負担基準額	
	汲み取り及び 単独処理浄化槽 からの転換	新築に伴う設置	一般家庭	事業所
5人槽	882,000円	676,000円	320,000円	398,000円
6～7人槽	1,104,000円	846,000円	320,000円	398,000円
8～10人槽	1,495,000円	1,144,000円	320,000円	398,000円
11～50人槽	1,495,000円	1,144,000円	320,000円	398,000円

※出典：八頭町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

※補助金の交付額は、設置費から設置者負担基準額を控除した額。ただし、設置費が基準設置費を超える場合は、基準設置費から設置者負担基準額を控除した額

### 3) 浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の啓発

浄化槽の維持管理については、浄化槽を設置している住民、事業者に対して、浄化槽法に基づいた保守点検・清掃・法定検査を実施するよう、構成市町の広報誌やパンフレットの配布、個別通知等を行うことで啓発していきます。~~また、構成市町においては、必要に応じて、浄化槽の維持管理費用の一部を助成する制度を整備することについて検討します。~~

なお、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の実施内容を表 29 に示します。

表 29 浄化槽の保守点検、清掃、法定検査

項目	実施内容
保守点検	保守点検では、浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充等を行い、4 ヶ月に 1 回以上（処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。）実施する必要があります。
清掃	バキューム車で汚泥やスカムといった泥の固まりを引抜きます。年 1 回以上（全ぱっ気型の浄化槽は半年に 1 回以上）引き抜きを行う必要があります。
法定検査	法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能が確保されているかを確認するために行われます。法定検査には、使用開始後 3 ヶ月を経過した日から 5 ヶ月内に行う「設置後等の水質検査（7 条検査）」、毎年 1 回行う「定期検査（11 条検査）」があります。

## 4. 生活排水処理施設の適正な維持管理

### 1) 下水道や集落排水施設の老朽化対策等

本圏域内の下水道、集落排水施設には、供用開始から長期間経過し、設備が老朽化している施設があります。また、処理区によっては、人口の減少により、処理人口に対して施設が過大となっている箇所もあります。

今後は、施設の老朽化調査等を実施し、適正な補修計画を作成する等、施設の長寿命化対策を検討していきます。また、人口の減少を踏まえて、施設を統廃合することでトータルコストの低減についても検討します。

### 2) し尿処理施設の適正な維持管理

し尿処理施設は、平成30年度に実施した精密機能検査結果<sup>※</sup>及び令和2年度に実施した施設長寿命化計画を基に、設備ごとの状況に応じた維持管理を適正に実施していきます。

しかし、下水道等の接続等によりし尿処理量は今後も減少するものと考えられるため、し尿及び浄化槽汚泥等搬入物の性状変化により運転管理が困難になっていくことも予想されます。また、適正管理をしているものの施設及び設備の経年劣化も認められます。

そのため、今後は処理の安定性や経済性などを踏まえ、処理方法を変更するなど長期的な視点に立ったし尿処理施設の維持管理や施設整備の検討が求められます。

なお、施設整備は、適正な時期に検討の上、効率的な施設の管理運営を見据えた施設整備を行います。

#### ※平成30年度精密機能検査結果について

平成30年度に実施した精密機能検査では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第5条に基づき、し尿処理施設の設備・装置及び機能状況の現状把握を行いました。

その結果、し尿処理施設では、これまで点検・補修を行うなど施設の保全に努めていたため、処理において大きな支障をきたすような事項は認められなかったが、経年的な劣化、軽度の腐食、損傷が生じている箇所が認められました。



## 第5章 生活排水処理基本計画

### 1. 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は現行どおりとし、生活排水区分ごとの処理主体、は表 30 のとおりとします。

表 30 生活排水の処理主体

生活排水処理施設	対 象		処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水		構成市町
特定環境保全公共下水道			
農業集落排水施設			
漁業集落排水施設			
林業集落排水施設			
コミュニティ・プラント			
合併処理浄化槽			住民・構成市町
単独処理浄化槽	し尿		住民
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥 (集落排水汚泥等を含む。)	中継所からの 収集運搬	本組合（一部、鳥取市 による直接投入あり。）
		中間処理	
		最終処分	

## 2. 生活排水の処理計画

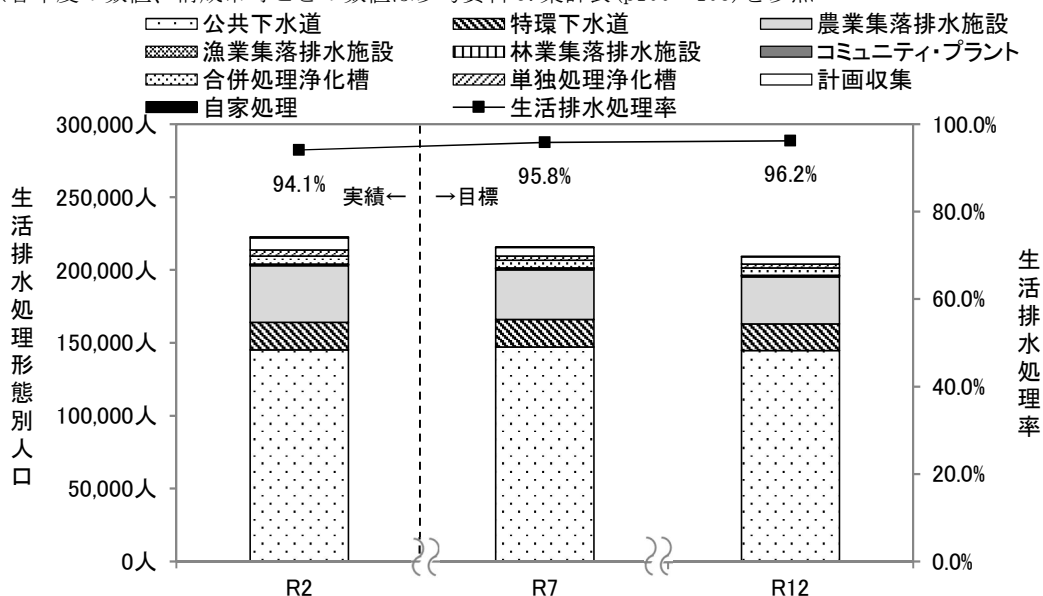
本圏域では、今後、農村部等での人口減少が顕著になることが想定されるため、すでに整備が完了している集落排水施設の処理区域では、水洗化人口が減少することが予想されます。一方、都市部では、下水道の整備が進むことにより水洗化人口が増加します。そのため、生活排水処理率は、微増することが見込まれます。

したがって、本計画の目標は、下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を推進することで、目標年度の令和12年度において、本圏域内全体の生活排水処理率を96.2%とします。

表 31 生活排水処理の目標

項目	実績	目標	
	R2	R7	R12
生活排水処理人口	209,550人	206,693人	201,430人
公共下水道	145,289人	147,150人	144,811人
特環下水道	18,773人	18,967人	18,260人
農業集落排水施設	38,781人	34,075人	32,090人
漁業集落排水施設	732人	680人	653人
林業集落排水施設	65人	58人	56人
コミュニティ・プラント	409人	400人	391人
合併処理浄化槽	5,501人	5,363人	5,169人
未処理人口	13,145人	9,034人	7,948人
単独処理浄化槽	4,223人	2,920人	2,540人
計画収集	8,374人	5,762人	5,090人
自家処理	548人	352人	318人
合計（行政区域内人口）	222,695人	215,727人	209,378人
生活排水処理率	94.1%	95.8%	96.2%

※各年度の数値、構成市町ごとの数値は参考資料9.集計表(p100～106)を参照



### 3. し尿・汚泥の処理計画

#### 1) 収集運搬計画

収集運搬計画について、収集運搬する種類及び方法は、現行どおりとし、収集運搬は許可業者及び委託業者により行います。

##### (1) 収集運搬する種類とその量

収集運搬する種類は、汲み取りし尿、合併又は単独処理浄化槽からの浄化槽汚泥、コミュニティ・プラント汚泥、集落排水汚泥とします。

収集運搬見込み量は、表 32 のとおりです。

表 32 収集運搬種類とその見込み量

項目	実績	見込み量 (推計)	
	R2	R7	R12
汲み取りし尿	4,366 k1	3,052 k1	2,696 k1
単独処理浄化槽汚泥	3,775 k1	2,636 k1	2,254 k1
合併処理浄化槽汚泥	8,952 k1	8,779 k1	8,503 k1
コミュニティ・プラント汚泥	126 k1	123 k1	120 k1
農業集落排水汚泥	22,212 k1	19,474 k1	18,364 k1
漁業集落排水汚泥	441 k1	417 k1	401 k1
林業集落排水汚泥	18 k1	16 k1	16 k1
合計	39,890 k1	34,497 k1	32,354 k1

※各年度の数值、構成市町ごとの数值は参考資料 9. 集計表(p100~106)を参照

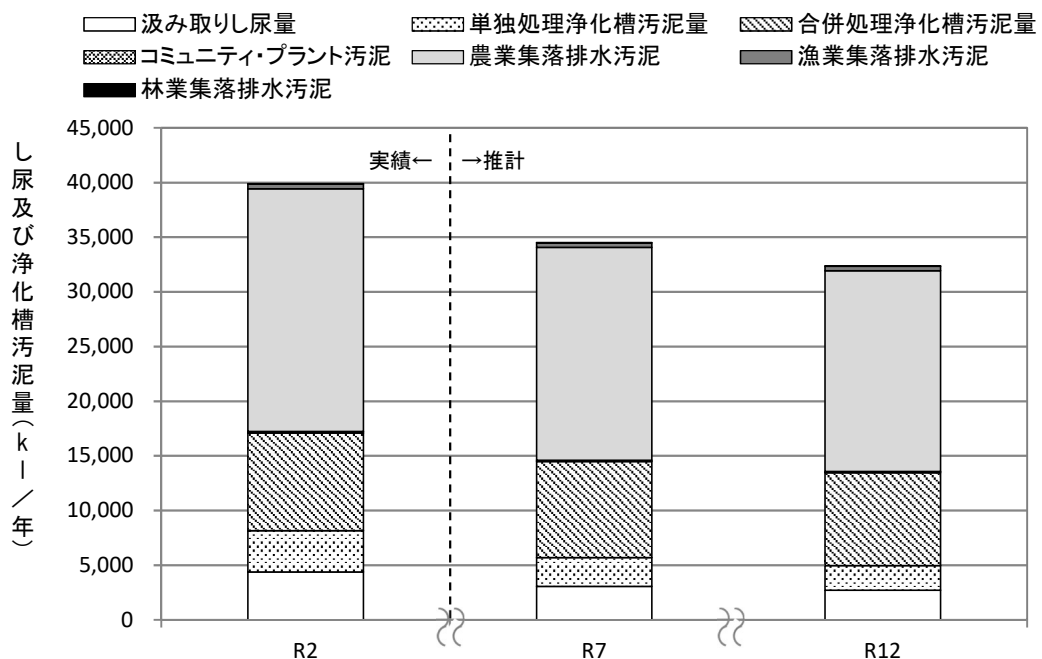


図 9 収集運搬種類とその見込み量

(2) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬範囲・方法

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集対象地域は、本圏域内全域とします。

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬方法は、現行どおり収集運搬許可業者及び委託業者によるものとします。

し尿及び浄化槽汚泥は、収集運搬許可業者による直接投入、及び委託業者が中継所を經由してし尿処理施設に投入します。

また、集落排水汚泥については、収集運搬許可業者及び委託業者が各集落排水施設から中継所まで収集運搬して、中継所で鳥取市及び本組合の委託業者の車両に移してし尿処理施設に投入します。

。

表 33 中継所への1日あたりし尿及び浄化槽汚泥搬入量

中継所	中継所に搬入する市町	槽容量	見込み量 (推計)	
			R7	R12
福部中継所	鳥取市 (福部町)	60 kl	0.5 kl/日	0.5 kl/日
気高中継所	鳥取市 (青谷町、鹿野町、気高町)	125 kl	2.9 kl/日	2.8 kl/日
用瀬中継所	鳥取市 (用瀬町、佐治町)	100 kl	0.9 kl/日	0.8 kl/日
河原中継所	鳥取市 (河原町)	36 kl	1.1 kl/日	1.1 kl/日
岩美中継所	岩美町	130 kl	5.1 kl/日	4.0 kl/日
智頭中継所	智頭町	50 kl	4.0 kl/日	3.9 kl/日
郡家中継所	若桜町、八頭町	78 kl	3.4 kl/日	2.9 kl/日

※中継所ごとの見込み量 (推計) は、R3. 3. 31 における各地域の行政区域内人口を基に按分して算出

(3) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬体制における維持・効率化

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬は、今後、公共下水道の普及により汲み取りし尿が減少し、加えて合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥量が増加するなど、し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬状況が大きく変わっていきます。

収集運搬許可業者及び委託業者は、こうした変動により体制維持が困難となることも想定されるため、将来の変動を見据えて業者指導等を行い、収集運搬体制の維持・効率化を図ります。

## 2) 中間処理計画

し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の中間処理では、生活環境に影響がないよう、収集運搬した汲み取りし尿汚泥及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥等の適正処理に努めます。

また、し尿処理施設においては、将来的にも安定した処理を行うため、長期的視点から施設整備方針を検討します。中間処理の見込み量は、表 34 のとおりです。

表 34 し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の中間処理量

項目	実績	見込み量（推計）	
	R2	R7	R12
汲み取りし尿	4,366 k1	3,052 k1	2,696 k1
単独処理浄化槽汚泥	3,775 k1	2,636 k1	2,254 k1
合併処理浄化槽汚泥	8,952 k1	8,779 k1	8,503 k1
コミュニティ・プラント汚泥	126 k1	123 k1	120 k1
農業集落排水汚泥	22,212 k1	19,474 k1	18,364 k1
漁業集落排水汚泥	441 k1	417 k1	401 k1
林業集落排水汚泥	18 k1	16 k1	16 k1
合計	39,890 k1	34,497 k1	32,354 k1

※各年度の数値、構成市町ごとの数値は参考資料 9. 集計表(p100～106)を参照

## 3) 再資源化計画及び最終処分計画

### (1) 再資源化

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥を中間処理して発生する脱水汚泥は、再資源化を図ります。再資源化する脱水汚泥の見込み量は、表 35 のとおりとなります。

表 35 再資源化量の見込み

項目	実績	見込み量（推計）	
	R2	R7	R12
脱水汚泥	1,216.02 t	1,051.62 t	986.29 t

※脱水汚泥の見込み量（推計）は、令和 2 年度における中間処理量と脱水汚泥量の割合に、中間処理量見込み量（推計）を乗じることで算出した。

## (2) 最終処分

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の中間処理過程で発生するし渣については、場外搬出し、一般廃棄物焼却施設で焼却処分するものとします。焼却処理により発生する焼却灰は、本組合が管理運営する一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

最終処分量（脱水し渣の焼却処分量）の見込み量は、表 36 のとおりとなります。

表 36 最終処分量の見込み

項 目	実績	見込み量（推計）	
	R2	R7	R12
脱水し渣	132.88 t	114.92 t	107.78 t

※脱水し渣の見込み量（推計）は、令和2年度における中間処理量と脱水し渣量の割合に、中間処理量見込み量（推計）を乗じることで算出した。

## (3) 放流水

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の処理によって発生する排水は、適正処理し、関係法令の基準を満たす水質とした上で、因幡浄苑に隣接する袋川へ放流します。

## 4. その他生活排水の処理に関し必要な事項

### 1) 計画の推進体制

本計画における施策については、住民・事業者の積極的な協力を得られるよう、引き続き構成市町と本組合が協力体制のもと、実施していきます。

### 2) 地域に関する諸計画との関係及び調整

本計画における施策は、構成市町の総合計画、環境基本計画、下水道事業計画等との整合を図りながら取り組めます。そのため、下水道事業計画やその他の関連計画が変更された場合、または社会情勢や財政状況等の変化により本計画を見直す必要が生じた場合には、その都度、計画の見直しを行います。

### 3) 災害対策

被災時においては、衛生状態を保つため、迅速な汚水処理を行うことが求められます。本組合では、構成市町における地域防災計画を踏まえた災害対策を推進します。